



経済産業省

20210419保局第3号
令和3年5月20日

福岡県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

令和3年度火薬類危害予防週間の実施について

火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する7月～8月を控えた毎年6月10日～16日に実施しております。

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、10月1日～7日を危害予防週間としましたが、本年度は例年どおり6月10日～16日の危害予防週間といたします。

つきましては、別紙のとおり「令和3年度火薬類危害予防週間実施要領」を定めましたので、貴県におかれましては、当該要領に基づき、上記期間を中心とする期間に、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら、各産業保安監督部、関係地方公共団体及び関係団体と協力の上、各地の実情に即した取組を開催する等、火薬類の危害予防の徹底に努めるようお願いいたします。

なお、火薬類の危害予防意識の徹底を図るため、ポスターを別途送付しますので、関係者への配布、掲示等により危害予防の意識高揚に努められるようお願いいたします。

